

青少年インターネット 環境整備法とは？

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成21年4月施行/平成30年2月改正施行）」のことで、子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できるよう、フィルタリングソフトウェアやフィルタリングサービスの更なる利用促進を図ることを目的とした法律です。



どんなことが義務付けられているの？

青少年インターネット環境整備法では、「保護者」、「インターネット接続事業者」、「機器を製造している会社」に対して、それぞれ次の対応が義務付けられています。これによって、フィルタリングの導入を容易にし、子どもたちを有害情報から守ることができます。

《保護者》

- ・子どものインターネット利用の管理、監視を行い、適切な使い方を教える努力をすること。
- ・インターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることを知っておくこと。
- ・携帯電話（スマートフォン）の契約にあたり、18歳未満の子どもが使うときは事業者に申告すること。

《インターネット接続事業者》

- ・18歳未満が契約/使用する場合は、フィルタリングの導入を条件とすること。
- ・契約者/使用者が18歳未満か確認し、18歳未満の場合は有害情報の存在やフィルタリングの必要性などを説明すること。また、機器を渡す際にフィルタリングを有効にすること。

《機器を製造している会社》

- ・機器に機能を組み込むなど、簡単にフィルタリングを使い始められるようにすること。

注意しなければいけない点

青少年インターネット環境整備法では、主に機器の購入とインターネット回線の契約を同時に行う場合を想定しています。例えば、個別でタブレットやゲーム機を購入した際は、インターネット接続業者が間に入りませんので、ご家庭でフィルタリングを設定する必要があります。



御家庭での対応

青少年インターネット環境整備法によって、18歳未満にはフィルタリング等が義務付けられましたが、フィルタリングは一度設定してそのままにするのではなく、子どもの知識や経験に合わせて設定の調整をしていくことが大切です。また、決して「フィルタリングをしているから絶対に安心」というわけではありませんので、ご家庭での指導やルールづくりについても行うようにしましょう。